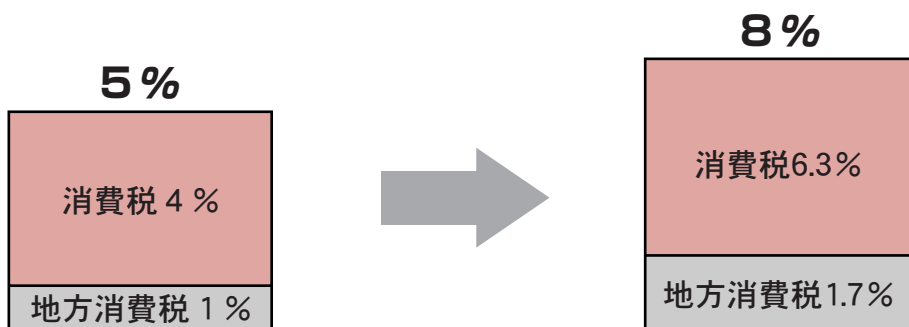


消費税率(国・地方)の引上げについて

1 消費税率(国・地方)が引き上げられます。

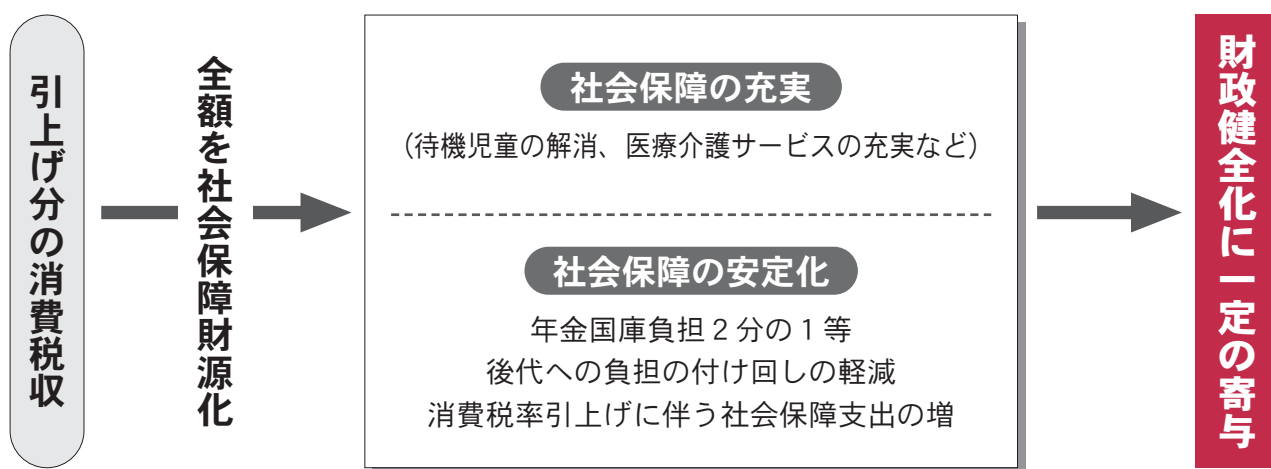


平成26年4月1日～

※ 地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。

※ 消費税率10%（消費税7.8%・地方消費税2.2%）への引上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討を行います。

2 引上げ分の消費税収(国・地方)はすべて社会保障財源化されます。



3 円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。

- 消費税率(国・地方)の引上げに当たって事業者の方がたが円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。
ご相談がある方は以下の相談窓口にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 消費税価格転嫁等総合相談センター 専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日9：00～17：00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

※お住まいの地域に応じて、以下の通話料金がかかります。

●固定電話：8.5円～80円/3分間、携帯電話：90円/3分間、公衆電話：30円～220円/3分間

HP上の専用フォーム：<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）